

日時:令和元年8月7日 13時30分から
場所:札幌第1合同庁舎 2階講堂

○協議会を構成する幹事機関及び関係団体

国土交通省北海道開発局

法務省札幌法務局

北海道

北海道土地開発公社

北海道弁護士会連合会

北海道ブロック司法書士協議会

北海道行政書士会

北海道ブロック土地家屋調査士協議会

北海道不動産鑑定士協会

日本補償コンサルタント協会北海道支部

北海道内106市町村

(政令指定都市の札幌市を含む)



本総会には幹事機関、関係団体及び32の協議会会員市町村が出席し、6月1日から本格施行となった「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の円滑な施行を図るために、令和元年度活動計画を決定。

＜総会での主な決定事項及び情報提供＞

○各市町村実務者等のニーズ調査の結果を踏まえて、権利者探索等の土地関係業務に関する講演会や講習会の開催

- ・総会に併せて所有者不明土地問題の現状、今後の問題に関する講演会を開催
- ・9月以降、道内4地区(札幌、旭川、函館、釧路)で講習会を開催

○全国の情勢を把握するため、本省公共用地室や地方整備局等との情報共有に努め、協議会の連絡調整や支援体制等を確立し、会員機関に情報提供を行う。

(総会後に「所有者の所在の把握の難しい土地の用地処理事例」を紹介し、関係団体等との意見交換を開催)

○相談窓口の一元化

○協議会運営規則の施行

○協議会新規加入機関の承認(室蘭市・白糠町)

○協議会未加入の自治体に対して加入の働きかけを行うこと

○札幌法務局から情報提供

- ・長期相続登記等未了土地の解消作業に関する取組
- ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案の概要
- ・遺言者の最終意思の実現や相続手続の円滑化を図るため、法務局により遺言書を保管する制度を創設する法律の施行について



本総会に引き続き、「所有者の所在の把握が難しい土地の用地処理事例・関係士業団体機関等との意見交換」を開催

○事例紹介及び意見交換を行った趣旨

本総会で決定した今年度の協議会活動の一環として、会員機関に土地所有者の探索等に当たって協議会が様々なノウハウを有している、所有者不明土地法第41条等に規定する各種支援が活用できることを理解してもらうため、「用地処理事例」16事例を情報提供。事務局から3事例を個別に紹介し、関係団体等と意見交換を開催。

事務局から紹介した所有者の所在の把握の難しい土地の用地処理事例

- ・複数の手続きが平行した多数相続案件について
- ・北方領土で戸籍が途切れた相続調査について
- ・原野商法により分譲された土地を財産管理人制度により取得した事例



＜上記用地処理事例紹介事例説明を受け、関係団体や幹事機関から助言や情報提供概要＞

○関係団体からは、関係団体の様々な知見に基づき、相続調査の方法や不在者財産管理人の選任に関する制度、会社の清算手続き完了後に財産処分が必要となった場合の処分方法、空き家等対策において地方自治体と連携し地域の相談を受け付けていること、特定所有者不明土地の評価方法、境界確定等、各種問題に対する助言や関係団体の有している知見について情報提供が行われた。

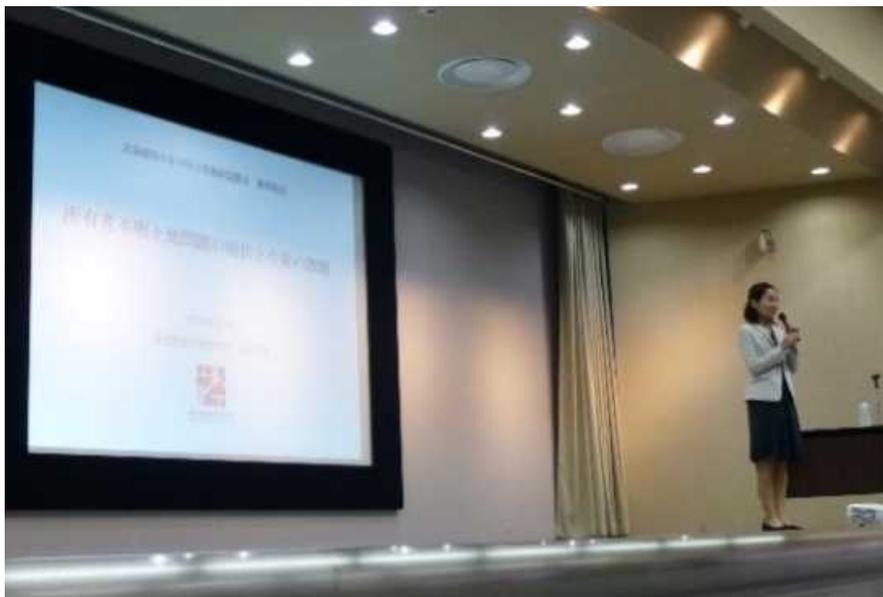
○札幌法務局からは、個別の事案毎で管轄の法務局への相談を受け付けていること、北海道建設部からは、収用適格事業における事業認定申請や地域福利増進事業の裁定申請を行う際、申請前には事前相談を受け付けていること等、幹事機関からは相談体制を整えていること等について情報提供が行われた。

○最後に事務局から、法第41条の国の職員派遣に関して、他地方整備局の活用事例を紹介し、具体的な支援方法や派遣期間等に関して情報提供を行った。

総会に合わせて「所有者不明土地問題の現状と今後の課題」と題して講演会を開催

決定した今年度の協議会活動の一つとして本総会の開催に合わせて権利者探索等の土地関係業務に関する講演会を開催

○講師：公益財団法人 東京財団政策研究所
研究員兼政策オフィサー 吉原祥子氏
(国土交通省国土審議会専門委員)



<講演会の概要>

○土地の所有・利用実態の把握が制度的に困難で現行の土地制度では時代の変化と乖離しており、制度の不備や「管理の放置」と相続未登記による「権利の放置」により今後、所有者不明土地は慢性的に拡大する可能性が高い。

○現状では全国の所有者不明土地の面積は九州の土地面積に相当し、今後2040年までに国の経済的損失は約6兆円との推計。

○人口減少時代における新たな土地制度を確立する必要性がある。

○これらの問題の対策として、「所有者不明土地法」等が制定。

○今後の課題は、所有者不明土地を増やさないための施策が必要。

(相続登記の促進、土地情報基盤の整備、所有者不明土地の「受け皿」の整備)